

評価に対する基準点数表

【特定事業】

【別表】

評価1	基準点数
<p>〇生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児支援に関する技術的援助 ○育児支援に関する技術的援助</p>	<p>生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04ポイント</p>
<p>(2) (1)以外の市町村</p>	<p>生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03ポイント</p>
<p>〇育児支援家庭訪問事業 ① 育児支援の援助 ② 育児支援に関する技術的援助 ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援</p>	<p>0.03ポイント 0.04ポイント 0.05ポイント 1訪問あたり</p>
<p>〇ファミリー・サポート・センター事業 ① 会員数 ・100人相当～299人 ・300人～599人 ・600人～999人 ・1,000人～1,499人 ・1,500人～1,999人 ・2,000人～2,999人 ・3,000人以上 ② 支所の設置箇所数 ・10か所未満 ・10か所以上 ③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)</p>	<p>10.0ポイント 14.0ポイント 20.0ポイント 40.0ポイント 60.0ポイント 80.0ポイント 100.0ポイント 50.0ポイント 5.0ポイント 5.0ポイント 100人日あたり</p>
<p>〇子育て短期支援事業 ① ショートステイ事業の実施 ・2歳未満児・慢性疾患児 ・2歳以上児 ・緊急一時保護 ② トワイライトステイ事業の実施 ・基本分 ・宿泊分 ・休日 ・児童の送迎の実施</p>	<p>4.30ポイント 2.35ポイント 0.60ポイント 0.45ポイント 0.45ポイント 1.00ポイント 0.30ポイント 100人日あたり</p>
<p>〇児童保育促進事業 ① 延長時間 ・1時間 ・2～3時間 ・4～5時間 ・6時間以上 ② 基本分</p>	<p>1.5ポイント 7.0ポイント 11.0ポイント 23.0ポイント 27.0ポイント 23.0ポイント(加算)</p>

評価に対する基準点数表

【特定事業】

【別表】

評価1	基準点数
<p>〇乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04ポイント</p>
<p>(2) (1)以外の市町村</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03ポイント</p>
<p>〇養育支援訪問事業 ① 育児・家事援助 ② 専門的相談支援 ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援</p>	<p>0.03ポイント 0.04ポイント 0.05ポイント 1訪問あたり</p>
<p>〇ファミリー・サポート・センター事業 ① 基本事業(会員数) ・100人相当～299人 ・300人～599人 ・600人～999人 ・1,000人～1,499人 ・1,500人～1,999人 ・2,000人～2,999人 ・3,000人以上 支所の設置箇所数 ・10か所未満 ・10か所以上 ② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数) ・60件～119件 ・120件～199件 ・200件～299件 ・300件～399件 ・400件～599件 ・600件以上 ・近隣市町村委員会受入 ・初年度体制整備</p>	<p>10.0ポイント 14.0ポイント 20.0ポイント 40.0ポイント 60.0ポイント 80.0ポイント 100.0ポイント 50.0ポイント 5.0ポイント 5.0ポイント(加算) 9.0ポイント 12.0ポイント 19.0ポイント 28.0ポイント 38.0ポイント 52.0ポイント 72.0ポイント 5.0ポイント 20.0ポイント</p>

平成20年度

【その他の事業】

	基準点数
評価2	
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1事業あたり
○地域における仕事と生活の質の向上推進事業	5ポイント 1市町村あたり
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
① 基本事業	
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント
② 付加的事業	
・地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	3.3ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント

評価3

●その他、創意工夫のある取組について

児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の30.(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省の「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	ポイント	当該児童人口 1,000人
児童人口1万人以上	10P+	当該児童人口＝10,000人 1,500人

平成21年度

○子育て短期支援事業

① ショートステイ事業の実施	4.30ポイント
・2歳未満児、慢性疾患児	2.35ポイント
・2歳以上児	0.60ポイント
・緊急一時保護	
② トライステイ事業の実施	100人日あたり
・基本分	0.45ポイント
・宿泊分	0.45ポイント
・休日サービス	1.00ポイント
・児童の送迎の実施	0.30ポイント 1か所あたり
○児童保育推進事業	
① 延長時間	
・30分	1.5ポイント
・1時間	7.0ポイント
・2～3時間	11.0ポイント
・4～5時間	23.0ポイント
・6時間以上	27.0ポイント
② 基本分	23.0ポイント (加算)

【その他の事業】

	基準点数
評価2	
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業	
・コーデイネーター養成研修	3ポイント 1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント 1市町村あたり
※園外実施の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
① 基本事業	
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント
② 付加的事業	
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント

評価3

●その他、創意工夫のある取組について

児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の30.(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	ポイント	当該児童人口 1,000人
児童人口1万人以上	10P+	当該児童人口＝10,000人 1,500人